

判例第 42/2021/AL 号¹

「定型約款による契約に仲裁合意がある場合、消費者の紛争を解決するために裁判所を選択する権利」について

2021 年 2 月 24 日に最高人民裁判所の裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2021 年 3 月 12 日付決定第 42/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

原告であるグエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S 及び被告人である V 観光地有限責任会社との間で「サービス契約紛争」の民事事件に関するカインホア省ニャチャン市裁判所の 2018 年 11 月 16 日付第一審判決第 54/2018/DS - ST 号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」第 9 段落

判例の内容の概要

- 判例の事実

消費者と締結する定型約款による契約において、紛争を解決するために国際仲裁を選択する条文がある。紛争が発生した際、消費者がベトナム裁判所に提訴する。

- 法的解決策

この場合、消費者が仲裁を選択せず、解決するためにベトナム裁判所を選択する権利を有することを認定すべきである。

判例に関連する法令の規定

2010 年消費者保護法；

2010 年商事仲裁法；

2015 年民事訴訟法第 26 条 3 項、第 35 条 1 項；

最高人民裁判所裁判官評議会による商事仲裁法の規定の執行に関する案内である 2014 年 3 月 20 日付決議第 01/2014/NQ-HDTP 第 4 条 5 項。

判例のキーワード

¹ 本判例は、ホーチミン法科大学民法学部長のド・ヴァン・ダイ博士・准教授、判例諮問委員会のメンバーによって提案された。

「国際仲裁を選択することに関する合意がある定型約款による契約」；「消費者」；「ベトナム裁判所を選択する」

事件の内容

2017 年 12 月 08 日付訴状、申告書、調停調書に基づき、原告の委任代理人であるチャン・ドック・P は以下のように述べる：

2017 年 2 月 26 日、グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は V 観光地有限責任会社との間で休暇²所有契約第 PBRC - S - 064621 号を締結した。

本契約に従って、休暇所有契約の価値は 388.110.000 ドンであり；休日：16 週目；アパートのタイプ：A タイプ。

2017 年 3 月 15 日までにグエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は 300.488.000 ドンの手付を支払った。

契約を締結する際、時間的に厳しく、グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は休暇所有契約書を慎重に読まなかった。2017 年 4 月 26 日、V 観光地有限責任会社の電子メールを受け取った後、グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は締結した契約書を注意深く再確認した上で、合理的でない契約条件があることを発見したため、原告側が一方的に契約の終了を通告したものの、V 観光地有限責任会社が承諾しなかった。

そのため、自身の権利を保護するためにグエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は裁判所に以下の内容で提訴した：裁判所に 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号は無効であり、グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S に 300.488.000 ドンの手付を返却することを主張した。

その理由は以下のとおりである：

- V 観光地有限責任会社が観光についてセミナーを開催するものの、セミナーの内容を実現しないことは顧客に対し詐欺であり；イスラエルの億万長者、I 氏という名のプロジェクトの投資家について；休暇所有購入、及び手付の支払いを希望する人に対する信頼を築くための投下資本についてである。

- V 観光地有限責任会社は、アジア太平洋賞を受賞したモデルに基づいて設計された製品を広告するものの、建築する際、広告されたモデルに基づかず組み立てた。そして、広告されたモデルは実際のモデルとの間で差異があり；観光用アパートは二人用に設計されているものの、5 人用のアパートを広告した。本プロジェクトはニャチャン市にある。

- V 観光地有限責任会社は法律の禁止事項に違反した。それは、外資系企業はベトナム人を海外に連れて行く³ことを許可されていない点である。そして、同社自身の所有に属していない時に、手付金を決定した。

- 建築及びプロジェクトの正式な運営の進捗は約定に比べて遅くなったため、休暇所有を購入した者に損害を与えた。

申告書、調停調書を伴い、裁判所で被告人の委任代理人であるファン・ティ・キュー・H は以下のように述べる：

² （監修者注）ある物件を、当該物件の所有者から、一定期間借りる契約のことと思われる。

³ （監修者注）旅行の文脈と思われる。

2017 年 2 月 26 日、V 観光地有限責任会社はグエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S と休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号を締結した。契約書の内容及び形式が完全に合法である。本契約を締結する者は資格及び権限を有し、強制されることなく自分自身で本契約書に署名した。

休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号が無効であると原告による主張した根拠として与えられた理由は、V 観光地有限責任会社が同意しない。

なぜならば：

一つ目、当社が消費者に詐欺をしたとの原告の主張は、主観的な意見に基づく正しくない意見である。当社は消費者に虚偽の情報を作成し提供しないことを断言した。V 観光地有限責任会社にはドウオン・トゥアン・A 及び E 社を含む二人の出資社員がいる。E 社は I 氏が監視、所有する企業に属する。そのため、I 氏は当社の投資家であり、I 氏の監視下にある各会社を通じて投資を行う。

最初の定款資本は 1050 億ドン及び現時点の定款資本は 4860 億ドンである。プロジェクトの資本は 3 億ドルであり、或いはそれより高い価値である。その価値は土地賃貸、投資、建設、管理費、プロジェクトの運営、管理費、事務所を含むものの、これらに限定されないプロジェクト全体の投下資本の見積り価値である。

二つ目、説明会で当社は、不動産の購入でなく休暇の購入⁴であると明確に説明したため、契約に関する誤解を招くわけではない；当社は、顧客との取引において、どのタイプのホテルで、どのぐらい休日を購入するかを契約書に説明し、明確に記載している。

三つ目、当社はベトナム人を海外に連れて行くことをしていない；これは、顧客が国内に滞在したくない場合、他の顧客と休暇を交換し、海外で休暇をとることができる。そして、これは単なる顧客の活動であり、当社はベトナム人を海外旅行に送るビジネスを行っておらず、顧客のサポートのみを提供している。

四つ目、手付の金額について、法律は手付金の使用に関する合意についての制限を設けていない。当社の手付の使用目的は法律の禁止事項に違反しない。

五つ目、建築の進捗及び正式な開業日については契約第 8 条で明確に定め、それはプロジェクトの最後の建設許可書発行日から 36 か月であり、さらに 6 か月延長することができる。現時点で許可書は 2018 年 10 月に発行される。

原告が締結した休暇所有契約を引き続き履行する場合、被告が値下げ及び他の権利のサポートを検討することができる。

裁判所でニャチャン市検察院の代表者が以下のように発表する：ニャチャン市人民裁判所は、事件の解決及び裁判所での手順、手続を遵守した。そして、訴訟の過程で、当事者が権利義務を十分に履行し、訴訟資料は適切に送付された。しかし、V 観光地有限責任会社が休暇所有権を取引、移転することができるか否かを明確に認定するために、裁判合議体に資料収集を目的として公判を一時的に停止することを提議する。

裁判所の認定

- 【1】 裁判所で検討された事件の書類を含む資料を調査した後、また公判で議論の結果を踏まえ、裁判合議体は以下のように認定する：

⁴（訳者注）原文では「mua kỳ nghỉ dưỡng」である。

- 【2】 公判では、ニャチャン市検察院の代表者が、V 観光地有限責任会社がアパートの譲渡、完全なプロジェクトなしでの休暇の譲渡に関する許可をもらえるか否かを認定するための資料収集を目的として、公判を一時的に停止することを提議した。検察院の代表者の本提議は必要ではない。なぜならば、本契約は不動産に関する譲渡契約でなく、観光の分野に関するサービス契約だからであり、実際は休暇を所有するため手付契約である。訴訟の時点まで、休暇を所有するための V 観光地有限責任会社の手付の権利を制限する国家機関からの法令はない。そのため、裁判合議体は一般的な規定に従って審理する。
- 【3】 2017 年 12 月 17 日、ニャチャン市人民裁判所で、グエン・ホアン・S 及びグエン・ティ・ロン・T は、V 観光地有限責任会社に対して提訴し、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号を無効にすることを請求し、また V 観光地有限責任会社に対して手付及び 300.488.000 ドンの支払い返還を主張した。この金額は、グエン・ホアン・S 及びグエン・ティ・ロン・T が V 観光地有限責任会社から提供する休暇を所有するための手付けを支払った金額である。
- 【4】 公判で原告は、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号を無効にする請求、また V 観光地有限責任会社に対して手付及び 300.488.000 ドンの支払いの返還の主張をそのまま維持する。
- 【5】 従って、紛争の法律関係は、2015 年民法第 513 条、消費者保護法第 14 条で規定される「サービス契約」として認定される。
- 【6】 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号第 12.3 条において、両当事者は、紛争解決時に有効な SIAC の仲裁規則に従って、紛争解決の機関および方法をシンガポール国際仲裁センター (SIAC) として選択することに同意した。
- 【7】 しかし、商事仲裁法第 17 条及び最高人民裁判所裁判官評議会による 2014 年 3 月 20 日付決議第 01/2014/NQ-HDTP 号第 4 条 5 項に従い、実現できない仲裁合意について以下のとおりとなっている：
- 【8】 「物品、サービス提供者及消費者は、仲裁法第 17 条の規定に従い、物品、サービス供給に関する共通条件として、供給者が起草した仲裁条項を規定した。しかし、紛争を生じた際、消費者は、紛争を解決するために仲裁の選択に同意しない」。
- 【9】 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号は、供給者による定型約款の契約であり、供給者が仲裁合意に関する条件を起草した。消費者である原告が仲裁の選択に同意せず、ニャチャン市人民裁判所に紛争解決を請求するのは、消費者保護法第 38 条、商事仲裁法第 17 条及び最高人民裁判所裁判官評議会による 2014 年 3 月 20 日付決議第 01/2014/NQ-HDTP 第 4 条 5 項に適切である。そのため、ニャチャン市人民裁判所が紛争を審理し、解決するのは、民事訴訟法第 26 条 3 項、第 35 条 1 項に従う権限以内であり、2015 年民法第 429 条、民事訴訟法第 184 条で定める提訴期限内である。
- 【10】 グエン・ティ・ロン・T ; グエン・ホアン・S 及び被告人である V 観光地有限責任会社との間で 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号について検討した後：V 観光地有限責任会社の代表者として契約を直接に締結したのは、ホーチミン市にある V 観光地有限責任会社の支店の財務部長であるレ・フー・B であり、その者がグエン・ティ・ロン・T ; グエン・ホアン・S と本契約を締結した。レ・フー・B は、契約を締結する時点で V 観光地有限責任会社の法定代理人でないものの、V 観光地有限責任会社の法的代表者から 2017 年 2 月 1 日付委任文書を受けた。これによって、レ・フー・B は、法律で定める手順、手続き及び内容に従って、法的代表者に代わって契約に署名するこ

とができる。グエン・ホアン・S 及びグエン・ティ・ロン・T は、民事行為能力を有する。

- 【11】 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号の内容に基づき、原告は、休日は 16 週目、アパートのタイプは A タイプ；時間は、正式な開業日がある年からプロジェクト期間の終了までである。グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は、他の者に売却、譲渡され、或いは世界の一部の地域で他の者に休暇を交換することができる（オプションの休暇の権利）。購入者は、プロジェクトの建設の進捗状況に応じて分割払いを行う必要がある。具体的には、グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は、310.488.000 ドンの 3 回の手付を清算した。（10.000.000 ドンの割引がもらえる）。
- 【12】 正式な開業日は契約第 8 条に従って認定される。それは、プロジェクトの最後の建設許可書発行日から 36 か月、さらに 6 か月延長することができる期間内、同社が顧客に完成の通知を送る。
- 【13】 また、毎年、正式開業日から、当事者の権利義務、生産、手付、譲渡の条件及び契約から発生する義務についての契約の付録 C 第 3 条に基づき、顧客は、維持費、或いは管理費を清算しなければならない。
- 【14】 各当事者は、合意の自由、自主を基礎として締結した。法律の禁止事項に反せず、社会道徳に反しない約束、合意は、各当事者に対する履行効力を有し、他の主体により尊重されなければならない、又は紛争を解決する根拠になる。
- 【15】 裁判合議体は以下のように認定する：
- 【16】 V 観光地有限責任会社は、2018 年 10 月 15 日、カインホア省人民委員会から企業登録証明書を授与された；北半島 R の観光地、地区 C、カインホアにある土地区画 D7a2、TT4、X6 で ALMA 高級リゾートプロジェクトに投資し、実施するために、2015 年 2 月 05 日付投資証明書第 371022000419 及び 3 回目の登記は 2015 年 1 月 27 日に変更された。
- 【17】 プロジェクトへ投資及び実施の過程で、V 観光地有限責任会社は、ホーチミン市を含むいくつかの地域でリゾートモデルを紹介するセミナーを開催した。
- 【18】 原告は、2017 年 2 月 26 日のセミナーに V 観光地有限責任会社から招待された多数の顧客の一人である。
- 【19】 セミナーで原告は、V 観光地有限責任会社と 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号を直接締結した。また、2017 年 3 月 15 日の時点で、原告は 310.488.000 の手付金を支払った。その中で 10.000.000 ドンの割引を受けるため、実際に支払われた金額は、300.488.000 ドンである。
- 【20】 原告は、正式な開業日を待っている間、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号には多くの不適当な条項の内容が含まれ、原告の権利を損なうため、契約の終了を交渉するために V 観光地有限責任会社と繰り返し会ったものの、V 観光地有限責任会社が対応しなかった。そのため、原告は、詐欺、誤解を受け、法律の禁止事項に反し、建設工事の開始が遅れたなどの理由で裁判所に提訴し、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号を無効にすることを検討するよう裁判所に求めた。
- 【21】 被告の権利擁護の主張として弁護士によれば、原告は、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号は詐欺的で誤解を与えるもので、法律の禁止事項に反していることをもって裁判所に無効の主張をするが、上記で述べた被告側による理由及び裁判評議会に提出した論拠書に基づいて受け入れられない。
- 【22】 認定：

- 【23】 まず、これがベトナムにおける所有権の新たな概念であることを認識すべきである。休暇を購入した場所で、所有者が一定期間（7 日間）で自己の権利を行使する。それは、不動産所有権と同様でない。不動産の所有権は、ライセンスの有効期間中、投資家として V 観光地有限責任会社が所有している。
- 【24】 したがって、グエン・ホアン S 及びグエン・ティ・ロン T が留保するために手付けをした休暇の所有は、将来形成財産（権利）とみなされる。しかし、契約締結後、観光地が正式に利用されると、グエン・ホアン S 及びグエン・ティ・ロン T が所有するものになる。取引当事者が休暇を所有する（契約の履行）ために手付けを行ったのは、2015 年民法第 108 条 2 項、第 328 条に適切である。
- 【25】 原告は、プロジェクトの投資家は億万長者のイスラエル人である I 氏であること、及び投下資本について V 観光地有限責任会社が騙したことが述べた。しかし、被告人によって提供された資料を公開検査したところ、次のことが示されている：V 観光地有限責任会社にはドゥオン・トゥアン・A 及び E 社を含む二人の出資社員がいる。その中で、E 社は I 氏が監視、所有する企業に属する。そのため、I 氏は同社の投資家（投資主でない）であり、I 氏の管理下にある会社を通じて投資を行うことは現実的である。原告は、プロジェクトの投資家であると主張することにより V 観光地有限責任会社が騙したことを証明する根拠を提出することができなかった。
- 【26】 当初登記された定款資本は 1050 億ドンであり、2018 年 10 月 15 日の第 5 回修正企業登記によるプロジェクトを実施するための投下資本は 4260 億ドンである。これは、ベトナムの法律の規定に従って、プロジェクト会社に投資家が約束した拠出資本であり、土地賃貸、投資、建設、管理費、プロジェクトの運営、管理費、その他の費用が未だ含まれないものの、これに限定されない。
- 【27】 したがって、プロジェクトの推定投下資本は 3 億ドルであり、定款資本でなく、プロジェクト全体の総投下資本の推定価値である。
- 【28】 原告は理由を述べた：被告は賞を受けたモデルに従って設計された物品を広告したものの、製造の際それは、そのモデルと一致しなかった。広告のモデルと実際のモデルは同じでない。物品を広告するために発行された雑誌は忠実でない。
- 【29】 しかし、設計の問題が 2016 年 5 月 27 日付の公文書第 3590/UBND-XDND 号で、カインホア省人民委員会によって承認され、休暇を所有する顧客に通知された。
- 【30】 印刷物で広告するのが合法的な出版許可書を有し、又は第一審の公判の日まで、本印刷物を取り消し、回収することについて権限を持つ機関から書面がない。
- 【31】 セミナーに参加し、正式に契約を結ぶ際、当事者は、参加するセミナー、署名する契約、投資先はどこかを知るべきである。観光地が建設された場所は、観光地有限責任会社によって公表されており；文書及び取引書類には、ALMA ニャチャンの場所も示されている。V 観光地有限責任会社が ALMA ニャチャンという名前を使用し、或いはモデルや製品の紹介に切り替えるセミナーへの招待は、顧客の詐欺であるとは言えない。
- 【32】 2015 年民法第 127 条に規定されているように、一方の当事者が騙されたという証拠はない。したがって、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号及び契約に添付された付録は有効になる。
- 【33】 オプションの休暇の権利に関する契約第 4 条 4.4 項、付録 B の 2 項目の規定に従って、休暇の権利の条件は、実際に世界中の他のリゾートでの休暇の所有権の交換であり、リゾートと同じように運営され、交換に参加している。

- 【34】 実際、顧客が休暇の所有権を購入したリゾート以外で過ごす場合、外国を含む他のリゾートの顧客と休暇を交換することができる。これは、交換会社が提供できる様々な休暇の機会から、代替のリゾートの機会を選択する顧客の活動である。V 観光地有限責任会社は、ベトナム人の海外旅行のビジネスは行っておらず、観光地を紹介することに関するのみ顧客をサポートしている。顧客の多くは、オプションの休暇権を通じて休暇を交換し、代替のリゾートに直接に連絡し、顧客が選択されたリゾートの場所にある他のリゾートサービス会社によって提供されるように、V 観光地有限責任会社が関連側と手配した海外旅行手続きを行った。
- 【35】 顧客が休暇を交換する場所を選択するためのV 観光地有限責任会社のサポートと支援、及び他のリゾートサービス会社が休暇サービスを提供するための手続きは、原告が主張するように、顧客を海外に送ることの一つであるとみなされない。原告は、V 観光地有限責任会社が顧客を不法に海外に送ったことを証明する証拠を提出できなかった。
- 【36】 したがって、V 観光地有限責任会社の自身が休暇所有を購入するために顧客を海外に連れて行くことを証明する文書、証拠はない。
- 【37】 手付金、支払スケジュールについて 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号第 5 条 5.2 項及び本契約に添付された付録第 2 条 2.2 項によると、グエン・ホアン S 及びグエン・ティ・ロン T が支払った金額は、手付金である。正式な開業日以降に限り、支払額が清算の一部になる。
- 【38】 したがって、グエン・ホアン S 及びグエン・ティ・ロン T が支払った金額は、2015 年民法第 328 条に規定される契約を履行するためのものである。
- 【39】 V 観光地有限責任会社が顧客から受け取った手付金（貴金属、宝石、貴重品を除く）は、プロジェクトへの投資として定める。他の合理的な手数料が、法律に禁止されておらず、手付金の使用に関する合意について制限されていない。何らかの理由で返金又は賠償する必要がある場合、返還されるお金の価値、賠償額が計算され、原告の代理人が述べたのとまったく同じ金額の支払いを求めた人は誰もいない。
- 【40】 契約の表紙に「休暇所有」が記載されているため、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号第 3 条には「顧客は、本契約に基づいて会社から部屋を借りることに同意する。。。 」及び付録 A の項目 III、IV で、原告は、不動産を所有、清算せず、休暇用アパートの種類及び休暇の週を予約し、部屋の賃貸料の支払いを確認した。契約におけるそのような明確な規定は、不動産の所有権と混同することができない。原告が誤って不動産を所有している理由は、承認できない。
- 【41】 原告は、契約を締結する際、V 観光地有限責任会社のマーケティングスタッフが、契約の内容を熟考するための合理的な時間を原告に与えなかったと述べた。これは、消費者保護法第 17 条の違反である。原告がこの権利を使用しなかったのは、自身の権利を破棄したとみなされる。消費者保護法及び民法は、商品やサービスを取引する組織、個人が、消費者が契約を熟考するために合理的な時間を与えない場合、契約は無効になると規定していない。したがって、原告が合意の自由で契約を締結したのは事実であり、公判で原告の代理人が、契約の締結は完全に合意の自由であると肯定したため、契約は効力を生じる。

- 【42】プロジェクト実施の進捗状況について：契約第 8 条に基づいて認定された正式な開業日は、最後の建設許可の発行日から 36 か月以内であり、さらに 6 か月延長される（ある場合）、会社は顧客に完了通知を送る。現在、書類には二つの建設許可が示されている：
- 2017 年 4 月 28 日付の建設許可第 67/GPXD-SXD 号
 - 2018 年 10 月 24 日付の建設許可第 133/GPXD-SXD 号
- 【43】したがって、審理日までは、2017 年 4 月 28 日付の建設許可に基づく場合、建設許可の日から 36 か月未満である。一方、2018 年 10 月 24 日、V 観光地有限責任会社は引き続き建設許可を取得した。したがって、V 観光地有限責任会社が建設の進捗状況に違反し、工事の開始を遅らせ、休暇を所有者に引き渡す期限に違反したと考える根拠はない。
- 【44】上記の議論及び分析から、2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号及び添付の付録は、2015 年民法第 122 条から 129 条まで規定されている無効な民事取引の場合には含まれていない。したがって、2015 年民法 131 条が原告の要求のように適用されない。
- 【45】手付金の返還の請求について
- 【46】認定：予約確認書の本質は手付契約である。合意により、これらの金額は、正式な開業日に 1 回目の分割払いに変換される。したがって、予約確認書の確立時に、これらの金額はサービス契約の履行を保証するための手付金である。この手付契約は違法でなく、社会道徳に反するものでもない。一方、契約の項目 4.1 には、次のように記載されている：「顧客は、本契約に基づいて、一方的に契約を解除できず、本契約の条件に従って休暇を楽しむための予約を行うことに同意する。予約するために、付録 C 第 5.2 条に従って、会社到手付金を支払うものとする」。被告は契約に違反しておらず、原告は被告が手付契約に違反したことを証明する証拠を持っていない；両当事者は、契約が一方的に解除されないことに同意した。「休暇所有契約」は原告の主張により無効でないため、原告の 300.488.000 ドンの手付けのお金の返還を求める請求は根拠がない。
- 【47】訴訟費用について：グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S の請求は承認されないため、契約の無効を請求することには 300.000 ドンの訴訟費用がかかり、300.488.000 ドン返金請求に対し第一審民事訴訟費用は 15.024.400 ドンである。

上記を踏まえて、

決定

2015 年民法第 122 条、第 123 条、第 124 条、第 125 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条、第 129 条、第 328 条、第 401 条、第 513 条；消費者保護法第 14 条、第 42 条、第 43 条；商法第 74 条；商事仲裁法第 17 条；観光法 IV 章 4 項目；民事訴訟法第 147 条、第 273 条を適用する。国会常任委員会による訴訟費用、手数料の徴収程度、免除、徴収、納付、管理及び使用に関する 2016 年 12 月 30 日付決議第 326/2016/UBTVQH14 号第 26 条 1 項、第 27 条 3 項を適用する。決定：根拠がない理由で、グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S と V 観光地有限責任会社との間で締結された 2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号の無効について原告であるグエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S の請求、又は 300.488.000 ドンの支払済み手付金を返還する請求は承認されない。

訴訟費用について：グエン・ティ・ロン・T；グエン・ホアン・S は、15.324.400 ドンの第一審民事訴訟費用を納付しなければならない。

ニャチャン市の民事判決執行局の 2018 年 2 月 1 日付領収書第 AA/2016/0008400 号に基づく 7.512.000 ドンの訴訟費用の前金について、グエン・ティ・ロン・T ; グエン・ホアン・S に返金する。

原告及び被告に、カインホア省人民裁判所に控訴審の手続きに従って再審を請求するために、判決を下す日から 15 日以内に第一審判決に対して上訴する権利を通知する。

判例の内容

「【9】2017 年 2 月 26 日付休暇所有契約第 PBRC - S - 064621 号は、供給者による定型約款の契約であり、供給者が仲裁合意に関する条件を起草した。消費者である原告が仲裁の選択に同意せず、ニャチャン市人民裁判所に紛争解決を請求するのは、消費者保護法第 38 条、商事仲裁法第 17 条及び最高人民裁判所裁判官評議会による 2014 年 3 月 20 日付決議第 01/2014/NQ-HDTP 第 4 条 5 項に適切である。そのため、ニャチャン市人民裁判所が紛争を審理し、解決するのは、民事訴訟法第 26 条 3 項、第 35 条 1 項に従う権限以内であり、2015 年民法第 429 条、民事訴訟法第 184 条で定める提訴期限内である。」